

平成29年9月定例教育委員会

日時 平成29年9月6日（水）
午前10時00分～

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから平成29年9月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案4件、報告事項11件、計15件となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長から、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

9月に入って夏休みが終了し、学校が始まっております。一般報告をさせていただきます。

8月4日には、第1回目の美術館アドバイザー委員会の会議を開催いたしました。委員長にもご参加いただき、現地視察を含め、色々な意見交換等を行っていただきました。会議の中で、これまでもずっと関わっていただいている林田元文化庁長官に座長になっていただきました。併せて、様々な専門的見地からアドバイスをいただきました。詳細は後程報告させていただきますが、将来を見据え、特色としている美術のラーニングセンターの構想についてより先を見て、アートのコミュニケーションセンターのような形で発展させるような構想にしてはどうかという意見や、現在の構想では来館者を消費者として見ているように感じるのもっと来館者と一緒に作り上げていくような基本計画にしてはどうかという意見や、美術館だけで考えるのではなく、アーティスト・イン・レジデンスとして白壁土蔵群の中に宿泊所兼制作場のようなところを設け、周辺地域と連携するようなことを考えていくべきだという意見をいただきました。今後、こうしたアドバイザーの委員の皆様と個別にもやり取りをしながら、基本計画の素案を作成し、10月ごろに計画している第2回目の会議に向けて作業を進めていきたいと考えています。

8月9日には、市町村の教育委員研修会を開催し、市町村の教育委員さん、教育長さんにお集まりいただきました。本年度はいじめ防止の基本方針を改訂したところでもあり、いじめの防止をメインテーマに全体会を開催し、分科会では市町村からの要望も踏まえつつ、教員の多忙解消、次期学習指導要領に向けた対応等、いずれも今日的な課題4つをテーマに、ご議論いただいたところです。

8月19日には、国民保護の図上訓練があり、当日に琴浦町でミサイルが発射された際の住民避難訓練が行われたこと等に合わせ、県庁でも図上の訓練を行いました。こうした訓練を重ねることで対応マニュアル等もできつつあり、そうした点検を行いながら万が一の事態に備えたいと考えております。

8月22日には、文化財保護審議会が開催されました。先日に諮問していた文化財等5件についてご審議いただきました。後程、答申をいただいた案件について、答申に沿って県指定することについてご審議いただきたいと考えております。

8月28日には、文部科学省から全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。4月に調査が行われた後、県で独自に抽出による分析を行ったのですが、その際に出てきた課題とそのまま同じ内容が、本調査でも課題として挙げられる状況でした。過去から継続して挙げられていた算数・数学の課題が解消できておらず、これまでも分析をしながら対応していたのですが、今後は現場で実践することに向け、今年度に県での調査後に作成した、具体的に授業のポイント等をまとめた資料を活用する等、取り組んでいきたいと思っております。なお、東・中・西部地区の地区ごとの状況についても分析を行っておりますので、後程報告させていただきます。全県での課題、東・中・西部それぞれで違う課題がありますので、それぞれ分析しつつ、地域ごとに課題に対応する施策についても検討していく必要があるのではないかと考えております。

8月30日には、毎年実施している私立高等学校との意見交換会を実施し、私立学校のPTAの代表者や学校長、県教育委員会と知事部局の主管課で意見交換を行いました。今後の生徒減少への対応や、現在大きな課題となっている大学入試改革に連動した対応、それに伴う高校入試についての対応、平成30年度から通級指導が制度化されるということについて等、情報交換や意見交換を実施しました。

本日は、議案を4件提出させていただいております。議案第1号は、鳥取県教育審議会委員の任命についてで、委員の一人が辞職されたことに伴い、その改選を行うものです。議案第2号は、鳥取県就学支援委員会委員の任命についてで、平成29年9月30日に全委員の方が任期満了となりますので、その改選を行おうとするものです。議案第3号、第4号は、文化財の関係です。議案第3号は、先程ご説明しました文化財保護審議会に諮問しておりました文化財、天然記念物等について、答申がありましたので、県教育委員会として指定を行おうとするものです。議案第4号は、新たに3件について、文化財保護審議会の意見を伺うために諮問をしようとするものです。詳細は担当課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の程、お願いします。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は坂本委員と、佐伯委員にお願いします。

議案第1号と第2号については、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいのですが、よろしいでしょうか。（同意の声）

では、非公開で行うこととします。関係課長以外の方は席を外してください。

【非公開】

議案第1号 鳥取県教育審議会委員の任命について

議案第2号 鳥取県就学支援委員会委員の任命について

【公開】

議案第3号 文化財の県指定について

○中島委員長

では、議案第3号について説明をお願いします。

○片山文化財課長

議案第3号、文化財の県指定について説明します。これから5件について説明しますが、いずれも8月22日に開催された文化財保護審議会で、県指定するのが適当であると答申されたものです。

1件目は、日南町の多里にある「多里層ノジュール列」を県の天然記念物に指定しようとするものです。資料の写真にあるように、地層の中に50～70センチ程度の塊が見えるもので、地元では目玉石と呼ばれているものです。ノジュールというのは塊という意味で、これは1600万～1500万年前のまだ中国山地辺りまで海があった時に、貝などの生物の周りに石灰が固まってこうした形状で残ったと考えられております。これ自体は色々なところで見られる現象なのですが、この多里層の場合は、等間隔に多数のものが並んでいること、中に核がありそれを囲んでいる二重構造となっていることが、ノジュールの形成の過程を推論する上で学術的に貴重な事例であるということで、天然記念物として指定しようとするものです。

2件目は、歴史博物館で保有している「理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案）」を県の保護文化財に指定しようとするものです。5枚の紙をつなげた巻紙で、表面に「理性院等相承血脈次第」が、裏面に「後亀山上皇院宣案」が記されております。昔は紙が貴重だったため、再利用のような形で両面に記載されたものだと考えられます。この裏面の後亀山上皇院宣案が、南北朝合一後の南朝の政治体制がわかる資料で、中には因幡国の国衙領支配に関する命令等も記載されており、中世の因幡国の関係資料として非常に重要です。また、表面の理性院等相承血脈次第も真言宗の法脈を記した貴重な資料です。

3件目は、鳥取市の個人が保持し、一部がやまびこ館に寄託されている「上田家文書」を県の保護文化財に指定しようとするものです。全部で3点ある文書のうち、2点は出雲の国の赤穴荘（島根県飯南町）での、中世後期、戦国時代の尼子氏や毛利氏の支配の様子がよく分かるものです。赤穴氏一族が建立に関わった寺が因幡国にあり、それらと上田家の関わりが深かったことから、上田家に伝わっていると考えられています。また、もう1部は羽柴秀吉の掟書で、鳥取城を攻略した羽柴秀吉が、吉川経家の自刃から8日後に、新たに宮部継潤を城主として鳥取城に配置し、因幡国の支配体制についての掟を定めたものです。

4件目は、県立博物館で所蔵している「池田恒興像（狩野尚信筆）」を県の保護文化財に指定しようとするものです。岡山藩で恒興像、輝政像、利隆像の3幅が池田家歴代像として制作されたものの中の1幅で、残り2幅は、岡山の林原美術館に所蔵されています。このうち鳥取藩の先祖にあたる池田恒興の像が鳥取藩に伝わっており、鳥取藩政資料として県立博物館の所蔵になった経緯があります。この筆者の狩野尚信は幕府の御用絵師で、作品数も限られており、肖像画はこれ以外には知られておらず、貴重なものです。また、非常に池田家と関わりが深い絵で、後に描かれる恒興像の手本となっており、大変貴重なものです。

5件目は、鳥取市栗谷にある「興禅寺庭園」を県の名勝に指定しようとするものです。資料の写真にあるように、広くて綺麗に整えてあり、久松山を借景としている庭園です。池田光政により菩提寺として建立された国清寺の庭園を継承するものと推定されるものです。久松山の地形を活かして作られており、鶴亀の石組など、非常に意匠構成が優れていることに加え、元々は池田

家の菩提寺の庭園であるものであり、県の名勝としてふさわしいということで、名勝に指定しようとするものです。

今回、これらの5件を加えることで、県の指定文化財は全部で285件となります。以上です。

○中島委員長

いかがでしょうか。それぞれのものは興味深いものだと感じますが、原案のとおりでよろしいでしょうか。（同意の声）

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

では、第4号について説明をお願いします。

○片山文化財課長

議案第4号は、3件について、県の文化財に指定すべく、鳥取県文化財保護審議会に諮問しようとするものです。

1件目は、大山寺にある木造不動明王坐像です。元々は阿弥陀如来と一緒に祀られていたのですが、今は大山寺の霊宝閣に安置されております。鎌倉時代の作ということですが、その特徴が出ており、内部に弘安8年に和泉国住人智月房禅慶によって建立されたという記録もあり、制作年代が特定できるということで、県の保護文化財として指定することについて審議会に諮問しようとするものです。

2件目は、無形文化財の染織の保持者として、山下健氏を認定することを諮問しようとするものです。資料中の写真にありますが、山下氏の作品は、非常に細かい工夫によって綺麗な柄が織り込まれているものです。紙質も青谷の特産である和紙を使用した紙布を作られる等、県内外から注目されており、本県を代表する染織家です。

3件目は、大山町の宮内に伝わっている嫋（うわなり）神事を無形民俗文化財として指定することについて諮問しようとするものです。この神事は、神霊が憑依した氏子が、先妻が後妻のところに乗り込み、そこに仲裁役が入って仲裁し最後に仲裁役が本殿の勝ちを宣言するという神事を行うものです。昔から習慣としてあったようで、西暦476年に、その時の託宣によって神事を行ったことで当時の不幸が和らいだところから始められ、現在まで続いていると伝わっています。打ち神役3人が主役を務め、村から輪番で選ばれた氏子さんが深夜に参集して神事が始まります。一連の行事を行い、本殿の勝ちということで終了した後、参拝者の皆さんに供え物が配られ、これを食べると無病息災になると言われています。珍しい行事であり、深夜に提灯や月明かりを頼りに行うこと、神と人との共食を行うこと、神霊の憑依等に注目し、貴重なものとして県の無形民俗文化財に指定することを諮問しようとするものです。以上です。

○中島委員長

2件目の染織の保持者の山下さんというのは、何歳くらいの方ですか。

○片山文化財課長

そんなに高齢ではなく、60代ぐらいだと思います。

○中島委員長

3件目の宮内の嫩神事は、とてもおもしろいと思ったのですが、後継者の問題は大丈夫なのでしょう。

○片山文化財課長

今のところは、まだ輪番でできているようです。ですが、宮内の集落自体に若い人が多くいるわけではないので、そういうところも考えて、文化財に指定することによって対外的にも発信するようにして、守っていききたい、そのきっかけにしていきたいという地元の思いもあります。

この神事は、以前から奇祭として知られていたのですが、地元としてはあまり取り上げないでほしいという時代もあったそうです。ですが、現在はそうでもなくなっているそうです。

○中島委員長

476年からだと非常に長く続いているものですし、ぜひ今後も残ってほしいと思います。この県指定が少しでも後押しになればいいと思います。

○坂本委員

無形文化財の染織について、こういうものは博物館などで展示されることも結構あると思うのですが、この方の作品はどこかで展示されたことはあったのでしょうか？

○田中理事監兼博物館長

これまでのことは把握できていませんが、大体のケースでは、県指定されますと、文化財課の主催で速報展が開かれます。博物館での展示となると、まだこれを博物館として収蔵していないと思いますので、これからのことになると思いますし、こういったものを扱っている団体が博物館で企画展をされることになると、そこで展示されることもあると思います。

○中島委員長

それでは、よろしいですか。（同意の声）

では、第4号、原案のとおり決定とします。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて、報告事項に移ります。事務局の方から報告事項アからカについて説明していただき、その後にもまとめて質問等に移りたいと思います。お願いします。

報告事項ア 平成29年度第1回鳥取県教職員育成協議会の概要について

○小林教育センター所長

報告事項ア、平成29年度第1回鳥取県教職員育成協議会の概要について、ご報告申し上げます。第1回目の協議会を、8月3日に、17名中13名の委員の出席をいただいて開催しました。

会の冒頭で、寺谷教育次長を協議会の会長に選出するということについて承認をいただき、寺谷教育次長に会長として、会の進行をしていただきました。内容については、事務局の方から、校長及び教員の指標と、それを踏まえた教職員の研修体系について説明し、それぞれについて、委員の皆様から意見をいただきました。校長及び教員の指標については教育人材開発課から、教職員の研修体系については私から説明をいたします。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

校長及び教員の指標については、配布した資料の3頁と4頁の表を作成し、説明をいたしました。指標については、教員のもの校長のものを別に作成するように文科省から方向性が示されており、その通りに作成しております。

教員の指標については、段階、観点を縦軸、横軸で整理して作成しておりますが、これも文科大臣から出された指針に沿って作成したものです。横軸については、職責や経験等に応じた段階を必ず設定するという指針に沿って、採用時から、いくつかの区切りを設定してその段階ごとの指標を設定するようにしています。その区切りの数は各県教委に任せられていますので、本県では、現段階では採用時を含めて4つの段階に分けました。縦軸については、観点について、教職を担うに当たり必要な素養、技術、生徒理解、教職員連携等、7項目を必ず踏まえて作成するという指針に沿って設定しています。その中で鳥取県らしさを加味して整理していくように検討したのですが、素養については、既に明確に示している鳥取県で求める教師像があてはまるのでその項目を指標に設定し、他の項目については、既に実施している鳥取県の評価育成の観点と内容が整合しているのでその項目を指標に設定しました。それに現在教育センターで実施している研修のデザインマップのキーワードを加え、実際に実施している研修と指標の関連性も網羅して整理して作成しました。

校長の指針についても同様ですが、横軸については、校長の場合は何年目であろうと成長段階、発達段階等は関係ないと判断して、段階を設けずに作成し、縦軸については教員と同内容の素養に加え、評価育成の観点としている学校経営、管理運営、教職員管理の3点を軸に指標を設定して作成しました。

これに対して、基本的には皆さんに賛成していただき、よく作られていると言っていただきました。その中で、11年目以降が1つの段階だと長すぎないかという指摘や、いじめ・不登校対策や生徒理解とキャリア教育を同じ項目で扱うのは難しいのではないかという意見をいただきました。そういった点を修正したものについて10月に開催を予定している2回目の協議会で意見をいただこうとしているところです。

○小林教育センター所長

研修体系については、配布している資料の5頁に記載している、先ほど説明のあった指標の案を踏まえた平成30年度の研修体系の概要の現在の案について説明しました。横軸として説明のあった段階とここでのステージをリンクさせ、1～5年目を第1期に、6～10年目を第2期に、11年目以降を第3期に位置付けました。第2期の始めにあたる6年目に、現在は5年目研修として実施している研修を1年ずらして実施するように変更しようと考えています。また、第3期についても始めにあたる11年目と16年目を節目に位置付け、現在は10年目研修として実施している研修と、キャリアデザイン研修として48歳の方を対象に実施している研修を実施するように変更しようと考えています。特にキャリアデザイン研修については、48歳になってから今後のキャリアについて研修するよりも、もう少し手前の時期に実施し、次世代リーダーの育成

という観点も持ちながら実施する方がいいのではないかと考えました。例えば25歳程度で採用されますと、30代半ばに11年目研修を、40歳辺りで16年目研修を受講することになり、10年程度早めるものです。

これに対して、こういった変更は必要だという意見があった一方、その際に、こういう変更を行った経緯をしっかりと説明する必要があるという意見や、ミドルリーダーという言葉はあるものの、実際にそういった職は無いので、どう本人に自覚させるかがポイントだという意見をいただきました。この研修体系についても、今回の意見を踏まえて修正し、2回目の協議会で再度意見をいただくことを予定しています。以上です。

報告事項イ 「体罰防止のためのハンドブック」の改訂について

○足羽参事監兼教育人材開発課長

報告事項イ、「体罰防止のためのハンドブック」の改訂について報告いたします。配布の資料の別紙に概要を記載しておりますが、「体罰防止のためのハンドブック」は、平成26年3月に、当時体罰が相次いだことから教育委員会として作成をしたものです。体罰は学校教育法で禁止された行為であるにも関わらず、ハンドブックの配布後も、誤った教育観によって体罰が発生してしまっております。特に近年、教師が「これぐらいは指導の域なのではないか」という誤った認識に基づき、限度を超えたような肉体的かつ精神的負荷を課す体罰が発生しています。報道等もされましたが、ウサギ跳びを3、4時間、1週間続けてさせたり、校庭千周といった生徒が到底できない内容の指示をしたりしたものです。これらを防止すべく、「社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すもの」も体罰に該当すると加えました。そして、その趣旨をハンドブックの冒頭に、山本教育長の名前で改めて記載し発信しております。従来から記載があったような、教員がつい感情に任せて体罰に当たる指導に踏み込んでしまうということの防止についても、再度改めて、このハンドブックの改訂をもとに、全教職員に周知徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

報告事項ウ 平成30年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について

○音田小中学校課長

報告事項ウ、平成30年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について報告いたします。鳥取県教科用図書選定審議会の答申をもとに、県の教育委員会が指導助言を行い、東部、中部、西部のそれぞれ採択地区協議会での協議を経て、各地区での平成30年度に使用する特別の教科 道徳の教科書が報告されてきました。学校用教科書目録に掲載された8社の教科書の中から教科書を採択したのですが、それぞれ配布の資料に記載の通りとなりました。結果としては、3地区がそれぞれ異なる教科書会社の教科書を採択することになりました。報告は以上です。

報告事項エ 平成29年度全国学力・学習状況調査結果について

○音田小中学校課長

報告事項エ、平成29年度全国学力・学習状況調査結果について報告します。先ほど教育長からの一般報告にもありましたが、8月28日に文科省から結果の公表があったのに合わせて、県全体の概要についても既に報道等に公表をしたところです。

教科に関する調査については、小学校6年生、中学校3年生でそれぞれ国語、数学の2教科についてA問題・B問題の4項目で調査が行われました。なお、今年から県、市町村ごとの平均正答率は整数値で、全国の平均正答率は小数第1位までで表示されることとなりました。その結果ですが、国語については、小学校のA問題では全国平均を1ポイント以上上回り、B問題では全国平均と同等でした。中学校ではA問題、B問題ともに全国平均と同等でした。算数、数学においては、小学校、中学校ともにA問題では全国平均を1ポイント以上下回り、B問題では全国平均と同等でした。

児童生徒の質問紙調査については、小学校では92項目、中学校では94項目についての教科や学校生活に関する質問による調査が行われました。肯定的な回答の割合を全国平均の数字と比較すると、全国平均を5ポイント以上回る項目が、小学校では4項目、中学校では18項目あった一方で、5ポイント以上下回る項目が、小学校、中学校ともに4項目ずつありました。肯定的な回答の割合が80%を超える項目は、小学校で38項目、中学校で32項目、割合としては全体の3割強から4割程度ありました。

ここから見える成果と課題について分析しました。成果としては、次期学習指導要領の柱となっている、「主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善の取組状況」に関する質問についての肯定的な回答が多く、教職員も意識して各学校で取り組んでいると考えられること、規範意識の醸成に伴い「学校の決まりや友達との約束を守る」「いじめはいけない」と回答した児童生徒の割合が高かったこと、「学校で友達と会うのが楽しい」「みんなで協力して何かをやりとげ、嬉しかったことがある」と回答した児童生徒の割合が高かったことから、人間関係を築くための取組が多く学校の推進されていると窺うことができたことです。

一方、課題としては、教科に関する調査において、過去からの傾向と同様、算数、数学のA問題の結果で小学校、中学校ともに全国平均と1ポイント以上の差があったことです。引き続き、知識・技能に加え、思考力・表現力・判断力をバランスよく育てる授業づくりや基礎的・基本的事項の確実な定着を図るための取組を強化していかなければいけないと考えております。また、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合が、全国平均と比較して低いことも大きな課題だと考えています。「夢や目標について家族で話し合う」という項目への肯定的回答も低く、子どもたちの意識を高めるための取組をしていくことも今後の課題だと捉えています。また、次期学習指導要領の柱の1つに「社会に開かれた教育課程」があり、地域や社会と接点を持った教育活動の展開も今後必要となるのですが、「行事に参加する」「ボランティア活動をする」といった項目への肯定的回答は非常に高い一方で、「地域や社会をよくするために何か取り組んだことがある」という項目への肯定的回答は全国に比べて低く、この辺りについてより詳しく見ていく必要があると考えています。

今後の取組については、授業改善の支援等、記載の内容を実施していきたいと考えています。それぞれに事情や状況はあるものの、全国と比較して家庭学習の時間が少ないという結果も出ていますので、学習習慣や生活習慣の確立に向けたリーフレットを作成したいと考えています。他にも県と市町村の教育委員会で一層連携を強化して対応していく必要があると思いますので、合同での協議会等の開催や学力向上に係る研修会を行ったり、教育研究大会等での好事例の収集共有等を行ったりすることを考えているところです。

配布資料の2頁以降は資料になります。2頁から7頁までは、教科ごとの詳細な正答率、問題ごとの状況と、質問紙調査での教科に関する項目への回答を記載しております。8頁以降は、小学校の質問紙調査を記載しており、全国平均との比較もしております。12頁以降は、質問紙調査の過去4年間の数値の推移を記載しております。18頁以降は、中学校の質問紙調査を記載しており、全国平均との比較もしております。23頁以降は、過去4年間の数値の推移を記載しております。

最後に、地域別結果について記載しております。学力・学習状況調査が始まった平成19年度から3年間は、全県での結果に加え、東・中・西部の地域別、4市15町村の郡市別、学校規模別という視点で結果を公表していましたが、3年間の中でそれぞれに大きな差異が無いと判断し、それ以降は全県以外の結果の公表はしてきていませんでした。その中で、今年6月の県議会でそういったところに課題があるのではないかと指摘があったこともあり、本年度から、また改めて地域別の結果の公表を行っていかうとするものです。資料には、平成27年度から3年分、東・中・西部別の、小学校・中学校の教科別のA問題・B問題の結果を記載しています。

今年度の結果ですが、小学校については、東部地区は全国平均と同等か上回る結果ですが、中部地区は国語のB問題、西部地区は算数A問題が全国を下回っており、それぞれ課題があると考えられます。地区間では、2教科4区分すべてで差が2ポイント以内となっています。中学校については、中部地区は全国平均と同等か上回る結果ですが、東部地区は国語のB問題、数学のA問題で全国平均を下回り、課題があり、西部地区は、数学のA問題、B問題で全国を下回り、特に数学に課題があると考えられます。地区間では、国語Aで1ポイント、国語B、数学Aで3ポイント、数学Bで2ポイントの差があり、特に差の大きい国語Bと数学Aにおいて、地域ごとに課題があるのではないかと考えています。

また、質問紙調査の中の教科に関する項目について、「内容がよく分かる」「様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をした」といった、学習指導方法の充実に関する項目において地区間で差が見られました。「学校やグループで話し合いに取り組んでいる」「家で自分で計画を立てて勉強する」といった項目については、各地区で全国平均を上回っていますが、実際の時間数は全国平均と比べると少ない状況ですので、家庭に働きかけるような取組を今後検討していかなければならないと考えています。

30頁以降は、地区ごとの正答問数の分布を全国平均と比較した資料等、詳細な内容と、質問紙調査の項目から、鳥取県の大綱にある項目を抽出して肯定的回答の割合を抽出しております。報告は以上です。

報告事項オ 平成30年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項について

○福田特別支援教育課課長補佐

報告事項オについて、平成30年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項を、配布している冊子のとおり作成しましたので、報告させていただきます。

昨年からの主な変更点について説明させていただきます。鳥取県立特別支援学校募集要項については、出願期間等を県立高等学校のものと同じの内容とし、日付けを変更しております。なお、時期、曜日は昨年と同様です。生徒募集に関する説明会も基本的に昨年と同じ時期、曜日で実施することとしておりますが、鳥取盲学校、皆生養護学校については学校行事等の日程の関係で、

昨年よりも3日程度早めて実施することとしております。また、重複障がい学級への出願についても変更しており、従前は、重複障がい学級への出願を希望する場合は、「県の就学支援委員会の審査を要する」だったところを、「県の就学支援委員会の審査を要する場合がある」と変更しました。これは、特別支援学校の中学部から同じ学校の高等部に入る際に、中学部で重複障がい学級だった場合は実際には就学支援委員会の審査を実施せずに出願する場合があったので、その実態に合うような表現に変更したというものです。

琴の浦高等特別支援学校の入学選抜の実施要項についても、出願期間等、昨年と同様の時期、曜日としており、日付けを変更しております。生徒募集に関する説明会については、3日程度早めて実施することとしております。

また、冊子に正誤表を添付しておりますが、これは、今年度の当初に選抜方針等について、5月の定例教育委員会で表記の統一等についてご意見をいただき、告示の際にその内容を反映して告示し、6月の定例教育委員会で報告したという経緯がありましたが、その修正の内容を要項に反映するのが漏れておりましたので、修正するべく、正誤表を作成して添付したものです。以上です。

報告事項カ 第1回鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会及び平成29年度第2回鳥取県立博物館協議会の概要について

○田中理事監兼博物館長

報告事項カ、第1回鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会と、第2回博物館協議会を開催いたしましたので、その概要についてご報告申し上げます。

アドバイザー委員会については、中島委員長にも出席いただきましたが、8月4日に、資料に記載の委員のうち、欠席された水沢委員を除く全員に出席いただき、倉吉で実施しました。初めに現地の建設予定地を視察した後、委員会において林田氏を委員長に選任し、それぞれの委員が専門的な立場から幅広い意見を出してほしいとあいさつをいただき、基本計画等について議論していただきました。先程教育長の一般報告からもその中での主な意見を紹介していただきましたが、改めて報告させていただきます。

まず、基本構想については、鳥取県美術家協会が希望する内容がほとんど網羅されている、といった肯定的な意見をいただいたのですが、他に、十年後の美術館の在り方をもうちょっと大胆に考えていくことが必要ではないかという意見、来館者を単なる文化の消費者として捉えるのではなく、一緒になって提供、創造していく立場として考えた方がいいのではないかという意見や、金沢21世紀美術館の設計に関わった委員から、金沢の場合は市長が強い思いを持って取り組んだのが成功の理由の1つにあるので、当事者だけでなく様々な関係者の努力が大事だという意見をいただきました。

事業活動については、美術ラーニングセンターの役割、基本的には特色として挙げていいと思う、といった肯定的な意見を多くいただいた一方で、東京都美術館の学芸員の方から、東京都美術館ではもう少し広く社会教育という観点も持って活動しているということから、単に美術ラーニングセンターだけでなく、アートのコミュニケーションとして広がりを持たせた視点を持つてはどうか、という意見をいただきました。他にも、県内の小学3、4年生を年に1回来場できるようにするとあるが、小学生全員が年に1回は来場できるようにしてはどうかという意見や、アーティスト・イン・レジデンス事業と周辺の白壁土蔵群等との連携についての意見、ボランティア

アスタッフや友の会といった、地域を支えるような方と一緒に取組んでいく仕組づくりも重要だという意見をいただきました。

また、賑わいづくりという観点で、大きな経費をかけるため賑わいを創出するというのも求められるので、そういう視点も持って考えてほしいという意見、施設が県民から愛されることが大事で、時間があるから美術館に行こうと思えるような敷居が低いものにしていってはどうかという意見、来られる方が、自分が美術館に歓迎されているのだと感じられるような仕組づくりを考えてほしいという意見がありました。加えて、美術館の建物、整備手法について、美術館の建物は単なる庁舎や学校とは違って美術的な価値を持つもので、その評価も含めて美術館の評価となる部分があるので、その価値を高めるよう、設計に関する考慮が必要だという意見、経済原理だけに頼ったPFI手法で実施してもいいのか懸念する意見もいただきました。

これらの委員の意見を踏まえて、10月末から11月頃に2回目のアドバイザー委員会を開催し、更に議論をしていきたいと考えております。今回の委員会は時間が十分あったわけではなく、個々の委員さんから十分に意見をいただけなかったということもあり、現在は個別にアドバイザー委員を訪問して意見をいただくようにしており、その内容も今後検討していきたいと考えています。

続いて、博物館協議会について報告します。8月28日に、博物館で今年度2回目の協議会を開催しました。平成29年度の博物館事業の実施状況について、企画展、様々な調査研究の結果等を中心に説明し、それに対する意見をいただいた後、協議会の主題ではありませんが、県立美術館の整備の検討状況について説明しました。博物館事業の実施状況については、企画展の実施方法や内容、集客状況についての意見や、アンケートの重要性についてご意見をいただきました。県立美術館整備の検討状況については、アドバイザー委員の中に中部の方がいないということが不安だという意見がありましたが、地域性の話については既に基本構想の中でしっかりと議論されており、今後は全国の様々な知見を持った専門家の方々からの意見をいただくという趣旨で選出、委任しているということを説明し、ご理解をいただきましたし、現在様々な民間団体の意見も聞いているところで、その対応、結果についてもオープンにしていくと説明しました。

また、博物館改修の基本構想についても説明し、意見をいただきました。まずは、博物館改修の基本構想について簡単に説明させていただきます。県議会の附帯意見や博物館の基本構想の中の今後の進め方の中で、東部への配慮として何点かご指摘をいただいておりますが、その内容を踏まえてどのような形で県立博物館に美術機能を残すかということについて、博物館の企画展示室として2階にある大きな部屋の3室のうち2室を引き続き美術系の展覧会も開催ができるように残し、自然系・歴史民俗系の博覧会にも十分対応できるようにすること、企画展として継続的に池田家藩絵師の作品やゆかりのある工芸品の展覧会を開催すること、それらの対応のために最低限の美術品収蔵機能を存置し、一部の作品を所蔵すること、1階にある歴史民俗分野の展示スペースに鳥取藩池田家の歴史を物語る藩絵師作品等を一部残して混合展示していくこと、の4つの内容で進めていこうと検討しております。考え方も併せて記載しておりますが、基本的には新たな美術館で保管管理レベルの高い収蔵庫ができるので、大切な作品を次世代に継承する美術館の機能として、非常に繊細な作品である近世日本画を保管するのが適切だということをベースに考えているところです。他にも、基本計画構想の考え方で、どのような整理をしていくかということについても言葉と簡単な図面で説明し、十分な収蔵スペースを確保できるということも併せて説明させていただきました。

これらの内容に対する意見等として、鳥取市が新たに美術館を建設するという報道を見るが、改修計画にはそういう内容も反映させるのかという質問がありましたが、鳥取市の今後の動きは

まだ先が見えないものなので、現時点で考えられることを元に現時点での改修計画を作成したいということ、美術館が完成し、実際に美術機能が外に出るのは6、7年先の話ですので、その時には時点修正もすることになると考えられるということを説明しました。

また、歴史・民俗常設展示室に藩絵師作品等の展示をすることについて、鑑賞の仕方も違うし違和感があるという意見がありましたが、既に藩絵師の作品は歴史民俗の展示と合わせて展示しており、引き続き充実を図ると説明しております。そういった作品は、今後の展示のことを考えても一括管理したほうが適切ではないかという意見もありましたが、様々な附帯意見等を踏まえてのことであり、博物館で所蔵しても美術館で所蔵しても結局は県が所蔵するのには変わりはなく、運営を工夫しながら対応していくと説明をしました。

他にも、学芸員の配置についての意見がありましたが、今後検討していくと説明しております。また、多目的スペースを設けて様々なワークショップができるようにするという説明したところ、小学校の校長先生から、鳥取城周辺は現在遠足先として考えにくい状況なので、これによって今後は検討しやすくなり、ありがたいことだという意見がありました。

今回提案した案について、多少の意見はあったものの、概ねご理解いただいたと考えておりますので、今後、この案を前提に進めて、次のステップについて検討し、次回の協議会で意見を伺おうと考えております。以上です。

○中島委員長

ありがとうございました。それでは、説明していただいた報告事項について、ご質問等をお願いします。

報告事項アで、研修体系について、16年目以降は基本研修が無い点について協議会での指摘があったという説明もありましたが、16年目の教職員も20代前半で採用された方は40歳前後で、現在では40歳はけっこう若手という感覚があり、かつ20年後の状況が読みづらい、変化が激しい時代の中で教員に求められる資質も変化すると思いますので、16年目以降、退職するまでの約20年間は研修を実施せず、自助努力で色々が情報を取るように、というのは難しい部分もあると思います。もちろん、その他の研修や色々な機会の中で情報を得るという前提はある中でのことだと思うのですが、以降の20年間での研修等の内容については、もう少しアイデアがあってもいいのではないかと思います。

○小林教育センター所長

委員長のおっしゃったとおり、基本研修は16年目研修以降、何も無いのですが、それ以外に職務研修、専門研修を継続的に実施します。特に40歳前後の方については、職務研修の中の管理職研修も含めた学校経営研修の対象となってくるようになりますので、この部分を充実させることがあると考えています。そして、一方で、管理職になっていくわけではない教職員の技量の向上、モチベーションのアップも我々の課題だと思っていますので、それについては専門研修等も含めて、工夫していく必要があると思っています。当然、教育センター研修のだけで、全てを行うわけではありませぬので、校長会等と連携しながら、学校の中における向上も同時に実施するように考える必要があると考えています。

○中島委員長

今おっしゃった、管理職になっていくわけではない先生が、どのように自分の役割を認識されて、チームとしての学校の機能の中での位置づけを持つことができるのか、とても重要だと思

ます。それがしっかりとできていて、そういった先生が機能している学校も、よく機能できていない学校もあるのだと思います。経験が十分な先生の果たすべき役割は厳然とあって、非常に有効な役割を果し得ると思うので、これが研修等の中でうまく見つかるようになっていくと、もっと良くなるのではないかと思います。

○鱸委員

指標に関して、教職員としてのキャリアの中での必要なものを、段階別、項目別に整理されているのですが、指標を受けて、研修を受講するだけでなく、この部分はできて、この部分ができていない、というように評価をする機会が無いと、漠然とした感じが残ってしまうのではないかと思います。そういった評価があってこそ、そこからの成長があると思いますので、整理に加えて、評価をするような視点も必要なのではないかと思います。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

委員のご指摘、ごもっともだと思います。評価は、自分自身がどんな教員でありたいか、より明確にしていくために実施するもので、自分自身の力を高めるために必要なものだと思います。現在実施している評価は、それぞれの教員が各学校の教育目標に応じて、校長とやり取りしながら、自らの年齢や経験に応じたそれぞれの目標を定めて実施していますので、個々の教職員で目標が違う形となっています。今後、この指標を詰めていけば、年齢、経験に応じて目指すべき内容がはっきりすることにより、ここは十分だけどここは不足している、と客観的に認識し、目標設定できるのではないかと思いますので、将来的には評価育成とリンクさせることも考えていきたいと思っています。文科省の方から、指標が必ずしも評価軸と一緒にする必要があるわけではないという附帯意見があったのですが、それを踏まえた上で各県での対応として検討し、鳥取県での対応として評価の改善を検討していこうと考えています。

○中島委員長

現在実施している、評価はどのように教職員に共有されるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

教職員の場合、学習指導、児童生徒理解、学校運営という三つの柱について、意欲やそれに伴う実績等を年に1回評価します。各自が目標設定する際と、評価した後に、校長と面談しながら良くなった部分や不足している部分を共有するような形になっています。

○中島委員長

そのやり方は、とても良いと思います。互いに自分の状況や学校の状況、社会の状況を踏まえながら、目標設定を適切に実施し、評価の仕方も納得がいくものになればいいと思います。

協議会の中で、キャリア教育の位置づけについて、教育相談や進路指導と同じカテゴリーに入れるのは適切ではないのではないかと指摘があったとのことでしたが、どこに位置付けるように考えられていますか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

児童生徒理解・指導の大項目の中に、キャリア教育の追加でカテゴリーを作成して、横軸に加えることを検討しています。キャリアスタート期の指標については、島根大学と協議を重ねなが

ら、大学としては採用時までここまでの力が付くようにしている、という意見等も参考にして作成しているものです。そこで、キャリア教育に関する指標については、まだ養成すべき内容等がはっきりとしておらず、項目としにくいという話もあり、他の項目と一緒にした経緯もあるのですが、委員さんからの指摘も踏まえ、横軸に加えるように検討しているところです。

○中島委員長

私の認識では、キャリア教育は、現在の自分のことについて、将来の自分のことについて、社会のことについて考え、それぞれの段階で自分の学びたいものや目標を考えていくもので、かなり根本的な概念だと捉えていますので、児童生徒理解・指導の中に単純に加えてしまってもいいのかと思うところがあります。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

キャリア教育には、児童生徒が、自分が今後どのような生き方をしていきたいのか考えるようになるきっかけづくりをする条件を整えたり、意識を高めたりすることが必要だと思います。その部分から見て、児童生徒理解・指導の中の1つとして捉えようと考えています。

○佐伯委員

この指標が整理されることで、節目に当たる教職員は、こうなりたいと自己目標を立てて、研修等で努力できるようになると思います。ですので、指標に上がっている個々の内容について、紙面の都合等もあり、難しいということも理解できますが、もう少し具体的に記載するようにして、これを見た教職員の方が、「自分は今ここの位置にいるので、こうならなければいけない」と思えるようにするのいいと思いました。例えば、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等のそれぞれについて記載しているとより考えやすくなると思います。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

おっしゃるとおり、教諭、養護教諭、栄養教諭では職務内容がかなり違いますので、本来ならばしっかりと職種ごとに縦軸の年次や横軸の項目も設定して作成するのが一番いいと思います。ですが、それは大変な労力もかかりますので、ここでは、教諭と同じ縦軸、横軸の中で、養護教諭ならばこの項目、というように職種ごとの項目を加えていくようにしたいと思います。

○中島委員長

その他の報告事項については、いかがでしょうか。

○鱸委員

報告事項イについて、体罰を防止するためには、組織として対応する必要があると思うのですが、教員が、これはおかしい、体罰ではないか、と感じた時に、すぐに管理職や担当に報告するように、という内容の記載はハンドブックにはあるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

ハンドブックの、24頁から27頁にかけて、学校全体として取り組むこと、教職員一人ひとりに求められることについて意識や信頼関係の構築について記載するとともに、生徒指導の在り方等について記載し、説明しております。

○鱸委員

これまで関わってきた福祉関係、医療関係の分野で感じたのですが、これは変だと感じたり、何かあったりした場合にはすぐに報告するように言っているけれども、実際にはなかなか上がってきません。そこできちんと報告があるようにするために、管理責任者が体罰について、より具体的に、わかりやすく対応を示す必要があると思います。極端に言えば、体罰を見て報告しない場合には見た人にも責任がある、というくらいのインパクトがあってもいいと思います。こういったハンドブックの文面での説明では、抽象的な文面を並べるのが中心になってしまうのかもしれませんが、もう少し具体的に切り込んだ内容があればいいと思います。組織内でしっかりと報告するというのは、誰が悪いと決めるためのものでなく、体罰の根を切るためのものだと思います。これほど体罰をしてはいけないと言っているにも関わらず、色々な局面で何件か発生してしまっていますので、しっかりと実施できるような記載があってもいいと思います。抽象的な文章だけだと読んでも流されてしまうと思いますので。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

具体的な内容については、34頁に具体的な行動について示した管理職用のチェックシートを、35頁以降に教職員用のチェックシートを掲載しております。内容も概念的、抽象的なものでなく、個々の意識に迫るような内容で記載しており、コンプライアンス研修等の機会でこれを使用して実際にチェックさせる等して、意識を徹底、深化させていこうと考えております。ご指摘のとおり、作成しただけで終わってしまうと、どんな具体的な内容を記載しても意味がないと思いますので、個人が気を付けるべきこと、組織として考えるべきこと、管理職としての責任、一人一人の意識について、このハンドブックを活用して、各教員により深く浸透させていきたいと考えています。

○鱸委員

このチェックシートはいいと思います。抽象的な内容をいくら読んでも実際にイメージをしにくいので。以前の私の職場では、こういった内容について、3ヶ月に1回程度、職員間でモデル事例を実演し、全員で何がおかしいか、どう対応するべきか考え、発表するというところを実施しましたが、それをして以降、問題になりそうな案件の報告が管理職にしっかり上がってくるようになりました。学校においても、こういった取組によって、各教員の認識はとて上がると思います。事案の発生がまだある中ですので、具体的な対応まで各教員が認識していくことも大切だと思います。

○佐伯委員

このハンドブックは、いつ配られるのでしょうか。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

もう既に配布しています。

○佐伯委員

今後の時期は、体育祭や運動会があり、学校や教員の方々も盛り上がり、行き過ぎた指導が発生したり、発生しても言いだしづらくなったりする可能性のある時だと思います。学校行事が

目白押しで忙しい時期だと思うので、このハンドブックの内容全てを共有するのは不可能かもしれませんが、一部分ずつ実施する、この時期に特に注意すべきものを中心に実施する等、考えていただきたいと思います。ハンドブックを配布して、目を通しておくように、というだけでは共有したことにはならないと思います。

○坂本委員

体罰の事案が発生した場合、管理職も懲戒処分の対象となったケースもあったと思いますが、ハンドブックの中に、そういう可能性があるということの記載はされないのでしょうか。その方が管理職の意識もより高まると思います。

○足羽参事監兼教育人材開発課長

教員への懲戒処分等があった場合、管理職も教員のやったことに対する責任を取るということで、それに応じて指導や懲戒処分を実施するケースはありますが、ハンドブックには敢えての記載はしていません。校長先生をはじめとして管理職の方には、体罰がいけないということは重々理解していただいていると思います。課題は、それをどのようにして学校の先生全体に、重みのある言葉として、心に響くように伝えて浸透させていただけるかだと思います。繰り返し伝えていくことが必要だと考えております。

○鱸委員

報告事項エについて、地区ごとの平均点数を出して考えておられましたが、この1点や2点の差について、大きな差ではないと感じることもできると思うのですが、統計的に有意な差と言えるのか、標準偏差等をもとに評価をされたのでしょうか。また、平均点の他に、標準偏差等について何か評価をされたのでしょうか。

○音田小中学校課長

ここでは、平均点だけで全国との比較、全県、地区別の比較により検討をしています。確かに小学校・中学校の国語・数学のA・B問題のそれぞれについて全て標準偏差等を出していくとより精緻な分析ができるのかもしれませんが、現状はそこまでしておりません。

○鱸委員

地区ごとの比較を行う中で、標準偏差、点数のばらつきが非常に大きいところと小さいところでは、実際にそれを解決するための手段は変わってくるのではないかと思います。ばらつきが大きいけれども平均点は変わらないという場合は、児童生徒への個別の対応を検討する必要があると思いますし、ばらつきが少ないけれども平均点が低い場合はシステムの系統だった教育の問題だといえると思いますので。せっかくデータを整理するのであれば、目的を持って数値を算出し、それをしっかりと評価していけば、対応のためのアイデアが出やすいのではないかと思います。

○佐伯委員

質問紙調査の過去4年間の推移の資料を見て、色々な意見を言うとか、人の意見を聞いて自分で考えているとか、国語が好きだといった、授業改善に関する項目での肯定的な回答の割合が上

がってきており、授業改善が着実に進んでいるのではないかと感じ、学力の向上につながっていると期待したのですが、どのような状況でしょうか。

○音田小中学校課長

全体的に言いますと、平成25年度までは、小学校・中学校の国語・算数のA・B問題で8項目あるうち、その全てで全国平均を上回っていたのですが、平成26年度以降、全国平均よりも下回る項目が少しずつ出てきています。全県の平均点だけで見ると、全国平均並みか、少し下ぐらいの位置にあると思っています。

○佐伯委員

毎年、問題も対象となる児童生徒も変わりますので、全国平均との1ポイントといった少しの差で、良かったとか、だめだったと捉えるのでは無く、学力としてどうかと捉える必要があると思います。ですが、A問題は基本的な内容で、この点数が良くないということは言い訳のしようが無く、児童生徒が学ぶべき内容をきちんと理解できていない状況だということは真摯に受け止める必要があると思います。

また、質問紙調査で、特に中学校において、家庭学習に関する項目での肯定的な回答が悪くなっていたので、保護者の方への家庭学習の啓発を続けていかないといけないと感じました。

○中島委員長

東部・中部・西部の地区別の状況の公開は実施しているということですね。

○山本教育長

はい、県で判断して公開できることになっていきますので、市町村ともやりとりを行っているところですが、今回から公開することとしました。

○中島委員長

他の報告事項についてはいかがでしょうか。

残りの報告事項については、時間の都合で省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。(賛同の声。)

では以上で報告事項を終わります。

(3)その他

○中島委員長

その他委員の皆さんから、何かございましたら発言をお願いします。

○中島委員長

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会とします。

次回は、10月13日でよろしいでしょうか。(同意の声。)

ご起立ください。以上で本日の日程を終了します。お疲れ様でした。